

第3回 政治倫理審査会（会議概要）

日 時 令和7年11月4日（火）午前9時1分から午前10時10分まで
場 所 第1委員会室
出席者 （委員）
服部委員、浦上委員、那須委員

主な審査内容

1 「4度の懲罰拒否」の審査

〈審査内容〉

懲罰を拒否し続けたことについて、津島市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」）第3条第6号に該当する行為として認定した。
懲罰の契機となった総務建設委員会での発言について、要綱第3条第5号に該当する行為として認定した。

〈主な発言〉

別紙 【審査項目】4度の懲罰拒否 参照

2 「議会で定めた一問一答方式の拒否」の審査

〈審査内容〉

議会で定めた一問一答方式についてルールを守らなかったことは、要綱第3条第6号に該当する行為として認定した。

〈主な発言〉

別紙 【審査項目】議会で定めた一問一答方式の拒否 参照

次回の審査項目

「弥次、退席拒否等の議事妨害」と「代表監査委員への暴言」を審査することとした。

津島市議会議員政治倫理要綱（抜粋）

（政治倫理基準）

第3条議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（5）議員は、その地位を利用して、人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

（6）前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位と名譽を損なう行為をしないこと。